

2021年11月10日  
九州電力株式会社

**玄海原子力発電所3，4号機運転差止訴訟控訴審及び同3，4号機原子炉設置変更許可  
取消訴訟（行政訴訟）控訴審第1回口頭弁論が行われました**  
— 原判決が妥当である旨主張 —

本日、福岡高等裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第1回口頭弁論が行われました。

今後とも訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 運転差止訴訟控訴審

本件は、玄海原子力発電所3，4号機の運転差止請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021年3月12日付）を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。

今回、当社は答弁書を提出し、控訴人が主張するような重大な事故の具体的危険性はなく、原判決は妥当なものである旨主張しました。

2 行政訴訟控訴審

本件は、玄海原子力発電所3，4号機の原子炉設置変更許可処分（2017年1月18日付）の取消請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021年3月12日付）を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。当社は原審に引き続き訴訟参加しております。

今回、当社は答弁書を提出し、玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可処分に違法な点はなく、原判決は妥当なものである旨主張しました。

以 上



「快適で、そして環境にやさしい」  
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。  
それが、私たち九電グループの思いです。